来来と古代が響き合うのでは、第7号 平成15年8月27日 日本のふるさと的雲の國つくり



新市の本庁舎は現出雲市役所に決定

それ以外の市町の庁舎は支所に

新市の事務所の位置については、1月31日の第2回協議会で「新市名称・ 庁舎検討小委員会」へ付託され、計6回の小委員会での審議を経て、今 回の協議会で調整案が報告されました。これに基づく審議の結果、新市 の本庁舎を現出雲市役所、それ以外の市町の庁舎は支所とすることが決 定しました。

小委員会報告では、本庁・支所の機能の方向性が付帯意見として付されており、今後はこの意見も踏まえて、新市の組織・機構について具体的検討を進めていくこととなります。

CONTENTS(目次) ————	
CONTENTS (EX)	
第7回合併協議会開催 ————P2	~10
出雲地区合併協議会委員等の交代 ―――	P10
合併協定項目と協議状況 P11	~12
お知らせボード ―――――	P12

発行/出雲地区合併協議会 編集/出雲地区合併協議会事務局

第7回

台併協議会を開催

しました。会議の内容は次のとおりです。 平成15年8月1日金、出雲交流会館2階会議室で開催

報告事項

◇報告第32号

第一小委員会報告について

第5回・第6回の小委員会の開催内容について報告しま

【地方税の取扱い】

26号として提出しています。) 第2小委員会において、窓 両が出たことから、同種の手 数料としての整合性を取るた めに、税証明手数料について の原案300円を200円と することを確認しました。そ れ以外の項目については、付 れ以外の項目については、付 れ以外の項目については、付

【各種事務事業(行政改革大

継続協議中です。

す。

重点プロジェクト、主要施

が議を行いました。今後も引

の原案について意見交換、

の原案について意見交換、

◇報告第33号

第2小委員会報告について

した。 の開催内容について報告しま 第5回・第6回の小委員会

係)の取扱い】 【各種事務事業(窓口業務関

窓口手数料のうち、差異のある手数料(200円と300ある手数料(200円と300円とのことを確認しました。それ以外の項目については、付れ以外の項目については、付いがでは、

係その2)の取扱い】

27号として提出しています。)

大い、
、では、
大い、
大い、
大い、
、いい、
、

関係その1)の取扱い】

す。) 対話された調整原案のとおり確認しました。(今回、議り確認しました。(今回、議

委員からの意見

【税証明手数料、窓口手数料】(報告第32号・第33号関係)

住民負担が低くなるようにすべきであること、事務にすべきであること、事務による財政上の影響額が少による財政上の影響額が少による財政上の影響額が少において両手数料を200において両手数料を200において両手数料を200において両手数料を200において両手数料を200において両手数料を200において両手数料を200

の住民負担に関係してくの住民負担に関係してくかもう一度考える必要があるので、本

*財政的影響額が少ないから下げるということでいいのか。

【固定資産税の税率】

*合併後の一体感を作り出すためには、なるべく短期間で統一すべきである。佐田町、多伎町、湖陵町、大社町は5年間現行どおりということだが、5年間は長いように感じている。

* * *

◇報告第34号

第3小委員会報告について

) が の 開催内容について報告しま の 開催内容について報告しま

期の取扱いについて】 【農業委員会委員の定数と任

協議の進め方を確認し、また、協議すべき項目及び今後の

いう考え方は、他の全て

ービスは高い方へ」と

「住民負担は低い方へ、

乗務局から2市5町の農業委 量数及び定数について意見交 で数及び定数について意見交 が明を受け、農業委員会の設

また、8月8日の第3小委農業委員会代表者との意見交農業委員会代表者との意見交

の1)の取扱い】 【各種事務事業(農林関係そ

継続協議中です。

の1)の取扱い】 【各種事務事業(水産関係そ

大学 (学校の) はいま (学校の) でいま (学校の) では (学校の) でいま (学校の) でいま (学校の) でいま (学校の) でいま (学校の) では (学校の) でいま (学校の) では (学校の) では (学校の) では (学校の) では (学校の) でいま (学校の) では (学校の) では (学校の) では (学校の) では (学校の) でいま (学校の) では (学校の)

係その1)の取扱い】

条第31号として提出していまり確認しました。(今回、議

出雲地区合併協議会だより

◇報告第35号

報告について 新市議会制度検討小委員会

について報告しました。 【各市町議会の議長との意見 第6回の小委員会開催内容

交換会

告を聞き、活発な意見交換を に向け、 協議会への小委員会案の提出 行いました。次回(第8回 意向について2回目の状況報 7月18日金、各市町議会の 今後協議していきま

◇報告第36号

会報告について 新市名称・庁舎検討小委員

について報告しました。 【新市の名称】 第6回の小委員会開催内容

度などを総合的に判断して3 新市の名称候補選定基準に従 的特性、市内外へのアピール た。また、協議会での名称決 議会へ報告することとしまし つの名称を選定し、第7回協 定方法についての意見交換を 名称の公募結果を参考に、 地域の歴史・文化や地理

回出雲地区合併

25号で提案しています。) 行いました。(今回、協議第

【新市の事務所の位置】

ます。) 議案第25号として提出してい ることとしました。(今回 所の機能の方向性の意見を付 調整案を確認し、本庁・支 第7回協議会に報告す

委員からの意見

【本庁と支所のあり方】

*本庁と支所のあり方によ 吟味していかないといけ の一番のメリットにつな 異なってくる。これは、 ので、支所機能はよほど ことになってはいけない めに合併したのかという がるものであり、何のた 人件費の削減という合併 っては、人件費が非常に

議

◇議案第25号

て【合併協定項目4】 新市の事務所の位置につい

名称・庁舎検討小委員会付 (第2回協議会で提案。新市

次のとおり決定されまし

※なお、合併直後においては、 事務事業や団体間の調整等 組織の検討が進められてい 事分科会において合併時の 要と考えられます。そうし 階的な組織体制の整備が必 内の混乱を避けるため、段 るため、住民サービスや庁 が輻輳することも予想され た視点で、現在、組織・人

(新市の事務所の位置)

(現出雲市役所)とする。 出雲市今市町109番地1

【本庁・支所】

庁舎を支所とする。 雲市庁舎を本庁、それ以外の 現有庁舎を有効活用し、 出

案 事 項

*本庁の機能

望されています。

に検討する場合に、この付帯意見についての配慮を要

小委員会からは、「組織・機構の取扱い」を具体的

- 庁舎を建設せず、 用することとし、機能の拡大に伴う補完施設につい ても検討する必要がある。 現有の庁舎を本庁舎として有効活
- 車場確保等の対策を講じる必要がある。 市域が拡大することから、住民の利便性を考慮して、 本庁舎への交通アクセスに係る地域格差の是正や駐
- 管する必要がある。 係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所 住民の視点からわかりやすい組織とし、 市域全体に

*支所の機能

支所の機能の方向性についての小委員会付帯意見

- 基本的に現在の庁舎を有効活用することとするが じ、区域内の既存公共施設等の活用も考慮すべきで それぞれの庁舎の現状や新市における組織体制に応
- 住民生活の利便性の観点から、窓口業務や保健福祉 べきである。 持修繕等、住民生活に直接関わるサービスを提供す 業務を主とし、公共施設である道路、水道などの維
- 災害時における即時対応できる機能を持たせるべき である。
- と多様化が望ましい。 からより遠隔地にある支所については、機能の強化 は地域振興施策を行う機能を置くとともに、本庁舎 合併により周辺部の過疎が加速しないよう、支所に
- 住民サービスの充実向上を図るとともに地域密着型 のサービスを提供するため、ある程度地域に精通し た職員を配置するなどの配慮が必要である。

地方税の取扱いについて (第6回協議会で提案。第1 【合併協定項目18】

◇議案第27号 係)の取扱いについて【合 各種事務事業(窓口業務関

小委員会付託案件 併協定項目24 (第6回協議会で提案。

員会報告に対する意見や次の これら2つの議案は、



継続審議とすることになりま ような意見から、次回以降の

小委員会付託案件

【税証明手数料、窓口手数 (議案第26号・第27号関係)

*全ての項目において「サ 画を実現していく時にか っていくと、新市建設計 が今回は少ないからと言 せた場合の財政的影響額 ので、負担を低い方に合わ お金はごく限られてくる 後10年間で本当に使える ないと考えている。合併 なりの障害になると思う。 っても、それが積み重な く」ということはあり得 ービスは高く、負担は低

(都市計画税)

*出雲市では、都市計画税 導入当時も賛否両論があ う議論がある。出雲市と 過し、もう一度原点に帰 った。それから7年が経 って見つめ直さないとい ないのではないかとい

> いただきたい。 のためにもう少し時間を しては、この問題の検討

【協議会での協議の進め方】

*1つ1つの調整項目を協 かったときに議案として にある程度全体の姿が分 議・報告に留め、最終的 くるが、小委員会での協 けない。今後も住民負担 ようなことになってはい たら取り返しがつかない み上げて全体で考えてみ 議していって、それを積 に関わる使用料等が出て

*小委員会へ付託される場 もらいたい。 を説明したうえでやって 合は、協議の全体像を示 議はその中のどれなのか していただき、今回の協

どの大きな問題につい 険料や保育料、水道料な でこのような議論になっ 問題から協議に入ったの てしまった。国民健康保 次回までにタタキ台

上程されてはどうか。

(会長の回答) 手数料の

◇議案第28号

小委員会付託案件 て【合併協定項目24 係その2)の取扱いについ 各種事務事業(保健事業関 (第6回協議会で提案。 第2

(乳幼児等医療費助成制度) 次のとおり決定されました。

ぐ。ただし、一部負担金は、 700円に統一する。 現行のとおり新市に引き継

【福祉医療費助成制度】

でに調整する。 大社町の例により合併時ま

◇議案第29号

関係その1)の取扱いにつ 各種事務事業(高齢者福祉 いて【合併協定項目24】 (第6回協議会で提案。

次のとおり決定されました。

小委員会付託案件

になるようなものを検討 委員からの意見はよく頭 にしなければいけない。 して、協議会に諮るよう いきたい。 に入れて、今後対処して



【敬老記念事業】

ビスなどの実施を検討する。 ととし、温泉の無料開放サー 婚・三世代同居は対象外とす 齢を基準とした喜寿・米寿・ 100歳以上に統一し、永年 記念品贈呈の対象は、満年 新市において調整するこ 記念品の金額等について

【高齢者生活福祉センター事

現行のとおり新市に引き継

【在宅介護支援センター運営

おり新市に引き継ぐ 型・地域型の機能は現行のと 各市町が行ってきた基幹



◇議案第30号

その一)の取扱いについて 各種事務事業(水産関係

(第6回協議会で提案。 合併協定項目24 第3

小委員会付託案件) 次のとおり決定されました。

【栽培漁業地域展開事業】

の取扱いは、新市において検 討する。 現行のとおり新市に引き継 東西二つの栽培漁業部会

【市町単独補助事業】

ぎ、 を統一する。 漁村振興基本計画を参考に新 域特性を考慮しつつ、平田市 たな基本計画を策定し、事業 現行のとおり新市に引き継 合併後2年を目途に、地

【沿岸漁業融資資金】

ぎ、合併後2年を目途に新た に制度化する。 現行のとおり新市に引き継

【内水面漁業振興対策事業】

は、現行のとおり新市に引き 業については、合併時に統 平田市及び斐川町の事業 出雲市及び湖陵町の事

【国県事業上乗せ補助金】

ぎ、合併後2年を目途に新た に制度化する。 現行のとおり新市に引き継



【漁獲共済掛金助成事業】

年を目途に新たに制度化す り新市に引き継ぎ、合併後2 違しているため、現行のとお 各市町により助成割合が相

【漁業振興基金】

であり、現行のとおり特定目 は、斐伊川放水路事業に伴う 的基金として新市に引き継ぐ。 施しているため一本化は困難 補償金を基金として事業を実 多伎町、湖陵町及び大社町

◇議案第31号

係その1)の取扱いについ 各種事務事業(都市計画関 て【合併協定項目24

小委員会付託案件

(第6回協議会で提案。第3

マスタープランを策定する。

【都市計画区域及び用途地域】 次のとおり決定されました。

を策定する中で検討する。 は、 新たな都市計画区域の設定 途地域は、新市に引き継ぎ、 現行の都市計画区域及び用 都市計画マスタープラン

新市に引き継ぎ、新市建設計 画に基づき、新たに都市計画 現行のプランについては、

【都市計画マスタープラン】



協 議 事 項

大社町

菊

すのき

ウミネコ

·大社音頭

·大社小唄

◇協議第25号

新市の名称について [合併協定項目3]

湖陵町

はまなす

・湖陵町民の

歌

松

黒

とを確認しました。 協議により決定することと 会での名称候補案の選定結果 に基づき、協議会委員全員の 新市名称・庁舎検討小委員 次回協議会で決定するこ

多伎町

<

やまもも

か

·多伎町民歌

5

な

◎新市名称候補

出雲大社市 市

佐田町

やまゆ

あかまつ

·佐田町民歌

・佐田町子ど

·佐田音頭

もの歌

b

さ

わ

す も 市

◇協議第26号

斐 川 町

つ

やまもも

·ふるさと斐

川のうた

じ

併協定項目6 慣行の取扱いについて【合

(第1小委員会付託

平田市

4

つ

・平田市民の

・平田市イメ

ージソング

じ

き

つ

も

さ

ていきます。 今後、第1小委員会で協議し 次のとおり提案しました。

(市章及び市民憲章)

出雲市

菊

・出雲市民の

·出雲讃歌~ 天地(あめ

つち) のる つぼ〜

歌

松

黒

新市において制定する。 市章については、合併時に 市民憲章については、

【市の花、木、魚及び歌】

市・町章

市・町の花

市・町の木

市・町の鳥

市・町の魚

市・町の歌

中国

敦煌市

新市において検討する。

交流関係)の取扱いについ 各種事務事業(国内・国際

(第1小委員会付託 次のとおり提案しました。

【国際友好都市交流事業】

いては、現行のとおり新市に 姉妹都市及び友好都市につ

*国際友好都市の現状

アメリカ 州サンタクララ市 (姉妹都

中国 都市) 陝西省漢中市

都市) エビアン市 フランス オートサボア県

平田市

・ドイツ ンターが窓口となり交流) 市(平田市国際地域交流セ おける交流) 大韓民国 (平田市及び平田市議会に ザールシュテット イエチョン郡

て【合併協定項目24

今後、第1小委員会で協議し ていきます。

引き継ぐ。 田雲市 カリフォルニア

田霊市 *国内友好都市の現状

岡山県津山市、 市(友好交流都市) 長崎県諫早

斐川町

北海道栗沢町、 岡県大井川町 砺波市、富山県入善町、 山形県飯豊町、 岩手県胆沢 富山県 静

ット)

奈良県桜井市(友好都市

[多伎町]

フィンランド (姉妹都市) カラヨキ市

(国際交流活動事業)

整する。 ぎ、新市において速やかに調 現行の事業を新市に引き継

【外国青年(国際交流員)招致

現行のとおり新市に引き継

現行のとおり新市に引き継 国内友好都市交流事業 国内友好都市については、

◇協議第28号

の指定)の取扱いについて 各種事務事業 (金融機関等

【合併協定項目24】

(第1小委員会付託

ていきます。 今後、第1小委員会で協議 次のとおり提案しました。

※現行の保険者

【指定金融機関】

する。 する方向で合併時までに調整 【指定代理金融機関 斐川町農業協同組合、 いずも農業協同組合を指定 山陰

信用組合を指定する方向で合 合同銀行、島根銀行及び出雲

併時までに調整する。

【収納代理金融機関】

本郵政公社を指定する方向で 用漁業協同組合連合会及び日 働金庫、みずほ銀行、 庫、しまね信用金庫、 合併時までに調整する。 鳥取銀行、島根中央信用金 島根信 山陰労

介護保険事業の取扱いにつ いて【合併協定項目22

(第2小委員会付託)

次のとおり提案しました。

ていきます 今後、第2小委員会で協議し

(平成17年度)

新市で使用するシステムの

【介護保険事業計画

業計画をそのまま新市の計画 現行の各保険者の第2期事

出雲市外6市町広域事務組 川町、大社町 町・湖陵町)、平田市、 (出雲市・佐田町・多伎

課する。

険者の保険料額をもって賦

【介護保険料】

(平成16年度

とする。2市5町以外から を有していた各保険者の賦 者が合併の日の前日に住所 って賦課する。 る各保険者の保険料額をも の転入者は、転入日におけ 日の前日に住所を有してい 間で転居した場合も合併の 課保険料額とする。旧市町 17年1月・2月・3月納 た各保険者の賦課保険料額 新市の平成16年度 の保険料額は、被保険 (平成

新市に引き継ぐ。 付費に充てる性格上、 給付費準備基金は、保険給 各保険者で保有する介護

者は、転入日における各保 各保険者の保険料額とする。 日時点に住所を有していた 料設定は、平成17年4月1 2市5町以外からの転入 新市での平成17年度保険

(平成18年度) に基づき、設定する。 第3期介護保険事業計画

併時までに調整する。

【介護保険料減免】

事務組合の減免要綱を参考 ととし、出雲市外6市町広域 調整する。 容を見ながら、合併時までに に、介護保険制度の見直し内 低所得者減免を実施するこ

「介護保険システム」

応する。 市においても現システムで対 県介護保険事務処理システム 能なものであり、引き続き新 バ容量は、2市5町対応が可 事務組合に設置しているサー を制度スタート時点から使っ ており、安定稼動している。 現在、 各市町(保険者)とも島根 出雲市外6市町広域

新市の組織体制も考慮しつ 改修については、個々の業務 つ、合併時までに調整する。 整理や調整が前提であり、

【保険給付外事業】

を基本に、介護保険制度自体 については、現行の事業内容 の見直し内容を見ながら、合 単独で行っている事業内容

◇協議第30号

所関係)の取扱いについて 各種事務事業(病院、 診療

(第2小委員会付託) 【合併協定項目24】

今後、第2小委員会で協議し ていきます。 次のとおり提案しました。

【平田市立病院事業】

併までに経営 域医療での役割を踏まえ、合 現在の病院が担っている地

ーションへの 域リハビリテ とともに、地 引き続き行う 率化の推進を

の健全化・効

支援や女性専門外来の設置、 つつ、現行のとおり新市に引 ッフの活用など新市における 有効な活用方策の検討を行い へき地医療の支援等専門スタ

【診療所事業】

とおり新市に引き継ぐ。 て存続が必要であり、現行の いずれも医療過疎対策とし

【在宅当番医制度】

医師会に委託して実施する。 2市5町共通の事業であ 合併後も、継続して出雲

【休日診療所事業】

ているものであり、 おり新市に引き継ぐ。 出雲圏域の休日診療を担っ 現行のと

◇協議第31号

の1)の取扱いについて 各種事務事業(環境関係そ

第2小委員会付託

【合併協定項目24】

ていきます。 今後、第2小委員会で協議し 次のとおり提案しました。

【廃棄物収集区域、受入施設】

時より2市5町全域とする。 廃棄物の収集区域は、合併

(表1)

<u> </u>	」 燃	ご	み	週2回	1回につき4袋(個)まで
破	破砕ごみ		月2回	1回につき4袋(個)まで	
埋立ごみ		み	月1回	1回につき4袋(個)まで	
粗	大	大ごみ月		月1回	1回につき4袋(個)まで
資	飲料	用空	き缶	月2回	1回につき4袋(個)まで
源して	源 空 き び ん		月1回	1回につき4袋(個)まで	
み			月1回	制限なし	
有害	筒 型	!乾電	②池	月1回	制限なし
有害ごみ	蛍光管	宮·体温	計等	月1回	制限なし

(表2) 収集ごみ家庭系手数料

(袋容量:大40リットル、小20リットル)

分別区分			\	指 定 袋	収 集 券	
一口	燃	ご	<i>∓</i> +	大 40円/枚	40円/枚	
				小 20円/枚	1 1 37 17	
破	砕	砕 ご	74	大 40円/枚	40円/枚	
HX	PΤ			小 20円/枚	401 1/ 10	
埋			74	大 40円/枚	40円/枚	
生	17	立ごみ		小 20円/枚	40円/ 収	
判		ご	み	指 定 袋 な し	500円/枚	
1 1	大			11 た衣なし	1,000円/枚	
	空	き	缶	大 10円/枚	指定券なし	
資	工	ک	Щ	小 5円/枚	14 足分なり	
源しご	9'C =	± 7×	きび	7 % /-	大 10円/枚	指定券なし
み	土(2 0	70	小 5円/枚	14 た分 ひ し	
	古		紙	指定袋なし・無料	指定券なし	
有	筒 型	!乾電	池	指定袋なし・無料	指定券なし	
害	蛍	光	管			
ご	体	温	計	指定袋なし・無料	指定券なし	
み	鏡					

(表3) 収集ごみ事業系手数料

(袋容量: 大40 リットル)

2	分別	区分	}	指 定 袋	収集	券
可	燃	ご	み	100円/枚	100円]/枚
破	砕	ご	み	100円/枚	100円]/枚
埋	立	ご	み	100円/枚	100円]/枚
粗	大	ご	み	直接搬入	な	U
古 紙		¢Œ	原則古紙回収業者への持ち込み。	な		
		瓜	少量の場合は拠点回収。	/d U		

統一されており、現行のとお 環境衛生組合)の収集区域と 組合(現在は宍道町・斐川町 に出雲エネルギーセンターで 可燃ごみの受入施設は、既

りとする。

則として現行のとおりとする。 【分別方法】 不燃ごみの受入施設は、

ただし、斐川町は、一部事務

①可燃ごみ ②破砕ごみ ック等の取扱いについては、 し、ペットボトル、プラスチ 合併時までに検討する。 分別方法は、次のとおりと

原 (3)埋立ごみ

【収集方法、収集頻度】 ②蛍光管・体温計・鏡 (6)有害ごみ [①筒型乾電池

(集積場) 単位を基本とし、 収集方法は、ステーション

整する。

りがたい場合は、段階的に調

(5)資源ごみ [①飲料用空き缶 ②空きびん ③古紙 (4)粗大ごみ

限り収集することとし、ごみ 家庭ごみと同程度の排出量に 段階的に調整する。 り、これによりがたい場合は、 収集体制、地域事情等によ 事業系のごみについては、

調整する。 拠点回収を併せて行う方向で

地域事情等により、これによ 向で調整する。 ては、合併時から次のとおり 〔表1〕とするが、収集体制、 収集頻度、排出制限につい

収集手数料に格差を設ける方

【収集体制】

制を統一する方向で調整する。 き継ぐ。新市移行後、収集体 当面現行のとおり新市に引

【指定袋・指定券及び販売方法】

の例により合併時までに調整 については、出雲市、大社町 販売方法並びに販売委託料 合併時から規格を統一する。

【ごみ手数料】

2・表3)とする。 合併時から次のとおり (表

【直接搬入手数料】

に統一する。 出雲市外6市町広域事務組 平田市の例により合併時

【ごみ処理業許可手数料】

合併時に統一する。 出雲市、平田市の例により

【し尿処理手数料】

の手数料とする。 合が定める汚泥再生センター (仮称) の額をもって、新市 出雲市外6市町広域事務組

【し尿処理業許可手数料】

【浄化槽清掃業許可手数料

ることから、現行のとおりと 合の金額で既に統一されてい 出雲市外6市町広域事務組

する。

【資源ごみ回収団体等への助成】

化に対する意識啓発、資源ご に新たに制度化する。 み回収の手段として、 新市において、ごみの資源 合併時

【生ごみ処理機等に対する助成】

時までに調整する。 の個数制限については、合併 統一する。ただし、補助対象 出雲市の例により合併時に

助成] ス・集積場)設置に対する 【ステーション(収集ボック

併時に統一する。 補助条件等を次のとおり合

*補助条件

②5世帯以上が利用すること ①設置経費が1万円以上





*補助金額

[5世帯~19世帯]

補助率1/2で上限25万円 [30世帯以上] 補助率1/2で上限15万円 [20世帯~29世帯] 補助率1/2で上限5万円

*その他

①5世帯未満の取扱いにつ ②修繕経費は1万円以上を 助成対象とする。 り柔軟に対応する。 いては、地域の状況によ

◇協議第32号

関係)の取扱いについて 各種事務事業(人権・同和

【合併協定項目24】

(第2小委員会付託

今後、第2小委員会で協議し ていきます。 次のとおり提案しました。

【人権施策基本方針】

権施策基本方針を策定する。 る策定委員会等を設置し、人 権問題に関する住民意識調査 ついては、現行のとおり新市 に引き継ぎ、新市において人 同和教育啓発基本構想等に 関係者等の参画によ

◇協議第33号

各種事務事業(文化・スポ について【合併協定項目24 ーツ関係その1)の取扱い

(第2小委員会付託)

ていきます。 今後、第2小委員会で協議し

(指定文化財)

現行のとおり新市に引き継

【文化財保護審議会】

調整する。 び委員構成等は新市において たに設置する。定数、 文化財保護法に基づき、新 任期及

【文化財等補助金】

新市において速やかに統一す ぎ、文化財の状況等を踏まえ、 現行のとおり新市に引き継

◇協議第34号

関係その1)の取扱いにつ いて【合併協定項目24】 各種事務事業(学校教育

今後、第2小委員会で協議し (第2小委員会付託) 次のとおり提案しました。

次のとおり提案しました。

ていきます。 【小学校の校区の設定】

区制度、特認校制度及びスク ールバスの運行等を含め、 行のとおり新市に引き継ぐ。 一部で実施している選択校 現

【中学校の校区の設定】

等を含め、現行のとおり新市 区制度、スクールバスの運行 に引き継ぐ。 一部で実施している選択校

【校区外通学許可基準】

統一する。 出雲市の例により合併時に

【学校施設の整備計画】

新市において調整する。 各市町の整備計画について 現行のとおり引き継ぎ、



◇協議第35号

の2)の取扱いについて 各種事務事業 【合併協定項目24】 (農林関係そ

(第3小委員会付託

今後、 ていきます。 次のとおり提案しました。 第3小委員会で協議

【水田農業の振興

中でそれぞれの特色を生か この場合、 る中で定め、新市に引き継ぐ。 域水田農業ビジョンを策定す 15年度に農協を単位として地 び支援策等については、平成 産調整に関する基本的方針及 水田農業の推進及び米の生 新市農業全体の 2つの農協体制の 層の発



上乗せ補助 【がんばる島根農林総合事業

る。 った新たな制度として再編す それぞれのニーズ、特色に合 新市に移行後、2市5町の

◇協議第36号

(第3小委員会付託

【地産地消の推進事業】

進を図る。 方針、 こととし、 については、新市に引き継ぐ 行われている取り組み、 米消費拡大対策や各地域で 施策を検討する中で推 合併後新市の基本 事業

今後、

第3小委員会で協議し

ていきます。

【各種のイベント事業

2市5町が主催又は実行委

【食のまちづくり計画】

含め 合併後、 「食のまちづくり」につ 新市で条例化を

引き継ぎ、新市において、発

展性やより効果的な集客方法

トについては、現行のとおり 員会等に所属する各種イベン

【バイオマス利活用対策】

進を図る。 の具体策等を検討する中で推 イオマス利活用のあり方、 新市に引き継ぎ、合併後、 各市町の現在の取り組みを そ

【特産物の振興】

産物を振興発展させる支援策 を新たに制度化する。 現行のとおり新市に引き継 平成17年度に、 地域の特

【野菜の価格補償制度】

当面現行のとおり引き継

いて検討する。

【イベント開催補助金】

等を検討する。

り引き継ぎ、その必要性、 助金については、現行のとお 検討する。 効性の観点から新市において 住民団体等へのイベント補 有

【コンベンション開催支援補

ý統一する。 合併時に、 出雲市の例によ

n

ぎ、平成17年度に新たに制度 現行のとおり新市に引き継

【合併協定項目24】

係その1)の取扱いについ 各種事務事業(観光商工関

【占用料】

(第3小委員会付託)

【合併協定項目24

次のとおり提案しました。

こととし、 19条の2「乙地」に準拠する は、合併時に道路法施行令第 認定道路占用料につい

◇協議第37号

の1)の取扱いについて 各種事務事業(建設関係そ

ていきます。 今後、第3小委員会で協議 次のとおり提案しました。

出雲市の例により

例により統一する。 流水占用料等徴収条例を準用 いては、合併時に、道路は認 河川及び普通河川は、島根県 している出雲市及び平田市の 定道路占用料に準拠し、準用 普通河川道路等占用料につ

時までに調整する。 ついて、 い適用時期については、 なお、それぞれの占用 減免規定及び占用料

出雲地区合併協議会委員等の交代

●委 員

【出雲市】

石飛 博

萬代 宣雄(第1小委員会所属)

【平田市】 伊路見節夫

 \Downarrow 原田 清造

(第3小委員会、新市議会制度検討小委員会所属)

●幹事

【湖陵町助役】

中島 康男





*合併協定項目と協議状況(その1) ==

(平成15年8月現在)

	協定項目	提案	決 定	備考	
1	合併の方式	第2回(協議)	第2回(確認)		
2	合併の期日	第2回(協議)	第2回(確認)		
3	新市の名称	第2回(協議)		「川南本」「川南十州本」「ハホ・本」の20年を紀はし」の発	
		第7回(報告)		「出雲市」「出雲大社市」「いずも市」の3名称を候補とし、協議 会において決定する。	
		第7回(協議)		云に切いて大足する。	
4	新市の事務所の位置	第2回(協議)	第7回	本庁は現出雲市役所、その他の市町の庁舎は支所。	
		第7回(報告)	第7回 		
5	町、字の区域及び名称の取扱い				
6	慣行の取扱い	第7回(協議)		第1小委員会へ付託中	
7	財産及び債務の取扱い				
8	条例、規則等の取扱い	第3回(議案)	第3回(方針)		
9	議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回(協議)		新市議会制度検討小委員会へ付託中	
10	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第6回(協議)		第3小委員会へ付託中	
11	一般職の職員の身分の取扱い	第4回(協議)		第1小委員会へ付託中	
12	特別職の身分の取扱い				
13	組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い	第4回(協議)	第6回		
15	公共的団体等の取扱い				
16	消防、救急の取扱い				
17	地域審議会の設置に関すること				
18	地方税の取扱い	第6回(協議)	*	※第7回で議案上程(継続審議)	
19	使用料、手数料等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)		
20	補助金、交付金等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)		
21	国民健康保険事業の取扱い				
22	介護保険事業の取扱い	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中	
23	電算システムの取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)		
		第4回(報告)			
		第5回(報告)	第5回(確認)	情報管理センター(仮称)設置・戸籍システム統合着手	
		第6回(報告)	第6回(確認)	住民情報系・内部情報系システムの統合、通信ネットワークの構築着手	
24	各種事務事業の取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)		
	総合計画	第5回(協議)	第6回		
	広報広聴				
	交通政策				
	国内·国際交流	第7回(協議)		第1小委員会へ付託中	
	男女共同参画				
	行政改革大綱	第6回(協議)		第1小委員会へ付託中	
	情報公開				
	選挙				
	地域コミュニティ・行政連絡員				
	金融機関等の指定	第7回(協議)		第1小委員会へ付託中	
	窓口業務	第6回(協議)	*	※第7回で議案上程(継続審議)	

*合併協定項目と協議状況(その2) ∈

	協定項目	提案	決 定	備考
24	各種事務事業の取扱い			
	保健事業(その1)	第5回(協議)	第6回	
	ル (その2)	第6回(協議)	第7回	
	病院·診療所	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	障害者福祉			
	高齢者福祉(その1)	第6回(協議)	第7回	
	児童福祉			
	保育			
	環境(その1)	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	人権同和	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	農林 (その1)	第6回(協議)		第3小委員会へ付託中
	II (その2)	第7回(協議)		第3小委員会へ付託中
	水産(その1)	第6回(協議)	第7回	
	観光商工(その1)	第7回(協議)		第3小委員会へ付託中
	生涯教育			
	文化・スポーツ(その1)	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	学校教育(その1)	第7回(協議)		第2小委員会へ付託中
	建設 (その1)	第7回(協議)		第3小委員会へ付託中
	公営住宅			
	水道			
	下水道			
	都市計画(その1)	第6回(協議)	第7回	
	防災関係			
25	新市建設計画関係(財政計画含む)	第2回(協議)	 第3回(策定の進め方)	第1·第2·第3小委員会へ付託中
		第4回(協議)		お・おと、おりが女具立、川正十



●合併協議会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局(電話 0853-23-1008)までお尋ねください。